

アライドテレシス
医療ユーザー会 会則

アライドテレシス 医療ユーザー会

2010年7月16日 制定

第1章 総則

第1条 (名称)

本会はアライドテレシス 医療ユーザー会と称する。

第2条 (目的)

アライドテレシス製品・サービスをご使用になっているユーザーの皆様との交流を図り、情報交換を通じて、共にノウハウや知識の向上を目指す。

第3条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 定例会、分科会、研究会、懇談会等の諸会合の開催
- (2) その他、本会の目的達成に必要な事業

第4条 (組織)

本会は東京都に本部を置く。必要に応じ理事会の議決を経て、支部および特別委員会を設置することができる。

第2章 会則

第5条 (会員)

- (1) アライドテレシス製品・サービスを使用している医療関係の団体、事業所
- (2) アライドテレシス製品・サービスに理解・賛同をいただいている医療関係の団体、事業所

第6条 (入会)

入会しようとする者は、本会事務局に所定の入会申込書を提出するものとする。

第7条 (会員の特典と権利)

本会の会員は次の特典と権利を享有する。

- (1) 本会が行う諸会合への参加
- (2) 資料の入手

第8条 (会員の義務)

- (1) 会則、諸規定および決議を遵守すること
- (2) 本会が主催する事業その他の場において、一切の営業活動を行わないこと
- (3) 本会内のみで公開を許されている情報を、外部へ開示または漏洩しないこと

第9条 (届出)

会員は入会申込書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく届け出るものとする。

第10条 (脱会)

本会を脱退しようとするときは、その旨書面をもって本会事務局に届け出るものとする。

第11条 (資格喪失および除名)

本会は会員の資格喪失および除名について、会員が次の事項に該当するときは、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

- (1) 本会の目的に反する行為をなし、またはその名誉を傷つけたとき
- (2) その他本会会則に違背したとき

第12条 (会則の変更、新条項の追加)

会則の変更、または新しい条項を追加する場合は、これを理事会にて承認後、会則と定めることとする。

第3章 役員

第13条 (役員)

本会の次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 数名

第14条 (役員を選任)

役員は正会員のうちから、次の通り選任する。

- (1) 会長：理事会において、これを選任する。
- (2) 理事：推薦された者のうちから、理事会の承認により、これを選任する

第15条 (役員任期)

期間はアライドテレシス株式会社の事業年度とする。会長は2年を原則とし、その他の理事も2年を原則とする。役員に欠員が生じたときは、理事会の議決によりこれを補充することができる。任期を満了した役員は、後任者が就任するまでの間なおその職務を遂行する。

第16条 (役員職務権限)

役員職務および権限は次の通りとする。

- (1)会長 会長は本会を代表し、会務を統括し、理事会を招集する。
- (2)理事 理事は本会の事業の企画ならびに運営について審議する。

第4章 会議

第17条 (理事会)

理事会は本会の最高決議機関とする。理事会は代議員(会長、理事)をもって構成する。

第18条 (理事会の招集)

会長は理事会が必要であると認めた場合に、理事会を招集する。

第19条 (理事会の議決)

理事会の議長は、事務局が行う。理事会の理事に3分の2以上が参加することにより成立し、議決は出席理事の過半数をもって決する。賛否同数のときは会長がこれを決する。理事は書面または代理人をもって議決に参加することができる。

第5章 事務局

第20条 (事務局)

本会の事務局は、アライドテレシス株式会社本社事務所内に置く。

第21条 (事務局の任務)

事務局は本会の各種会議の決定に従い、つぎの業務を行う。

- (1) 各種会合、会議の開催準備および議事録の作成事務
- (2) 資料等の作成および配布
- (3) その他庶務事項